

近世復古主義の源流に就ての一考察

竹岡, 勝也

<https://doi.org/10.15017/2344429>

出版情報 : 史淵. 7, pp.83-110, 1933-06-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

近世復古主義の源流に就ての一考察

竹 岡 勝 也

賀茂真淵は源氏物語新釋の凡例に、國史の時代區分に就て、次の如く語つて居る。

此注に神代といふは鶉かやふき合せすの尊以上也。上古といふは神武より崇峻、推古天皇の前後まで也。上世といふは孝徳、齋明より奈良の都にいたる。中世といふは今の都の始め、桓武より延喜、朱雀天皇の前後まで也。中世の末といふは村上圓融院より一條の比まで也。後世といふは崇徳、後白川院より即今までの御時をいへり。凡上世に上中下、中世、後世にも其きざみ／＼あれども、總てのさまを考て大低を四段に略稱せり云々。

そしてこの時代區分に伴つて歸命本願抄言釋にはまた

皇朝の文は古事記なり。其中に上つ代、中つ代の文交りて在を、其上つ代の文に及ものなし。中つ代は飛鳥、藤原なきの宮の比を云ふ。さて奈良の宮に至ては劣りつ。かくて今京よりはたゞ弱に弱みて、女さま成にて、いにしへのを、しくしてみやびたる事は皆失たり。かくて後、承

平、天曆の比より、そのたをやめぶりすら又下りて、遂に源氏の物語までを下れる果とす。か、ればかの源氏より末に文てふものはいさ、かもなし云々。

ミ語られて居る。即ち皇朝の文は古事記であつて、その中にあつても、或は上古ミも稱せられる上つ代の文に及ぶものはない。然るにその後、飛鳥、藤原の宮、或は奈良の宮、今京ミ次第に歴史は降下して、或は中世ミも呼ばれる今京の代に至つては「いにしへのを、しくみやびたる事」は皆失はれ、その「たをやめぶり」さへも、源氏の物語迄が下れる果てであつて、その以後には「文てふものはいさ、かもなし」ミ云はれる状態に移つて來た。かくの如き降下の姿に於て歴史の推移が眺められて居る事は、獨り「文てふもの」に限られる現象ではなかつた。或は「あはれ(註一)上つ代には人の心ひたぶるに直くなむありける」と稱せられ、或はまた「天地(註二)にかなひてまつりごちませしいにしへの安國のやすらげき上つ大道の神のみ代」ミも稱せられて居る。本居宣長はまた「いにしへの大御代には、しもがしもまでたゞ天皇の大御心を心ミして、ひたぶるに大命をかしこみるやひまつるひて、おほうつくしみの御蔭にかくろひて、おのもく祖神を齋祭りつゝ、ほぎくにあるべきかぎりのわざをして、穩しく楽しく世をわたらふ云々」ミ、矢張り眞淵ミ同様の讚美の言葉を上代に捧げて居る。兎に角神々の權威を恢復し、天皇の權威を恢復し、「直き心」「を、しくみやびたる心」「清々しき御國心」の恢復を標榜して近世に勃興した國學者の運動は、この意味に於て復古の形を取つて來た。そしてそれが特に復古の形に於て現れて來るためには、いにしへの大御代に對する宗教的な認識ミ共に、

宣長の言葉に従へば「いたく荒びます時は天照大御神、高木大神の大御力にも制みかね賜ふ」禍津日神の荒びの結果とも云はれる處の、歴史の降下を前提しなければならなかつた。換言すれば歴史の推移を歴史の降下として批判する新なる價值が彼等の間に擡頭し、その價值の根源を上代に求める事に依つて、彼等の運動は初めて復古である事の意義を明瞭にして來たのであつた。

一、歌意考

二、歌意考

三、直毘靈

四、直毘靈

二

この國學者の運動は近世の歴史に於て重大な意味を持つものである事は云ふ迄もないが、併しながらかくの如き意味の復古運動は、必ずしも國學者に依つて初めて近世の歴史に導かれて來たものではなかつた。歴史の降下に關しては、早く佛教歴史觀とも云はれる處の正像末の三時説が平安朝の社會に提供せられ、これが淨土教の發達に一つの根據を興へて居る事があつた。即ち歴史は必然の理法に従つて、濁世末代に移つて來た。例へばこの間から現れて來る愚管抄の歴史觀に見るも、こゝには明かに歴史降下の思想が指摘されなければならないであらう。この作者に従へば、歴史の推移は凡てこれを道理として解釋する事が出来るものであつた。即ち「一切の法はたゞ道理と云ふ二文字がもつ也。其外には何もなき也」を語られ、そしてこの愚管抄の著作に就ては「よしこそへ日にそへては、

物の道理をのみ思ひつゞけて、老のねざめをもなぐさめつゝ、いとゞ年もかたふきまかるまゝには、世の中も久しく見て侍れば、昔よりうつりまかる道理もあはれにおぼえて云々」を語られて居るのであるが、然らば彼が云ふ處の道理とは何であるか。彼はいろ／＼の場合に於てこの道理を云ふ言葉を使用して居る。従つて必ずしも一樣にこれを解釋する事は出来ないのであるが、先づ愚管抄を通じてこゝに特に三つの場合を擧げる事が出来るであらう。一つは歴史の推移に作用する法爾自然の道理、即ちこゝに於ては人間社會は歴史の推移を云ふ流轉の姿に於て眺められ、更にその流轉の現象を通じて、これを支配する處の必然の理法が認識せられ、歴史が道理である事の出来る一つの根據は、こゝに求められて居るのであつた。次に彼は歴史の推移に伴つて、時々に移り變る道理なるものを擧げて居る。この場合に於て道理は「ひが事」を對立して居る。例へば佛法渡來の後には、佛法を以て王法の護りとする事は道理であり、これに對して佛法の權威を顧みず、これを破滅に導くが如き事は「ひが事」でなければならぬ。兎に角こゝに於ては人間の自由が認められ、これに依つてその時々人間社會を支配する處の政治の道なるものが決定される。そしてこゝには、最もその時代に妥當する處の唯一つの道理なるものが豫想されて居るのであつた。その道理が選ばれる事に依つて世は治まり、その道理が失はれる事に依つて世は亂れなければならない。しかもその道理は時に伴つて移るものであり、この意味に於て、その道理を決定するものは、流轉の理法に支配されるその時代の特殊性であつた。云はれる事も出来るものであつた。即ちこゝには正法の世には正法の世の道理があり、末代には

末代の道理あるべき事が語られて居る。第三に彼は永遠に不變であるべき人間の道理なるものを擧げて居る。そしてこれに就ては次の如く語られて居るのであつた。

かくはあれぎ、内外典に滅罪生善ミ云ふ道理、遮惡持善と云ふ道理、諸惡莫作、諸善奉行ミ云ふ佛説の、きら／＼として、諸佛菩薩の利生方便ミ云ふもの、一定またあるなり。これをこの初の道理ぎもに心得あはずべき也云々。

即ちこれは時々を選ばるべきものではなくして、已に内外典に明かに示されて居る處の道理である。しかもこの道理に對しては、諸佛菩薩の利生方便ミ云ふ幽冥の力が作用して來るのであつた。彼の場合に於て諸佛菩薩はまた神々ミして考へられる事も出來るであらう。兎に角彼は人間社會を支配する冥衆の存在を信じ、またその冥衆の力は、以上の道理に依つて人間社會に發動して來るものである事を認めて居た。殊に冥衆の存在に就ては、彼は「冥衆はおはしまさぬにこそなき申は、せめてあさましき時、うらみまいらせて人の云ふこごぐさなり。誠には劫末までも冥衆のおはしまさぬ世はかた時もあるまじき云々」ミ語つて居るのであるが、併しながら一面に於て、冥衆の力ミ雖時運の支配を免れる事が出來なかつた。即ち世が末代ミなり、人間の心が惡化するに従つて、冥衆の利生方便の力は、人間社會に及ばなくなる。或は後白河院に就て「いかにも／＼この院の木曾ミ御戰は、天狗のしわざ疑なき事也。是をしづむべき佛法も、かく人の心わろくきはまりぬれば、利生のうつは物にあらず。術なき事也」ミ語られ、或はまた歴史が末代ミなり下る事に就て「それに惡魔邪神はひしこわ

ろからせん」とりなす處に、時運しからしめぬれば、また三寶善神の化益の力及ばず成てんず事いできては衰へくしまかりて、かく世の末ニ云ここになりくだり侍ぞかし云々」ニ語られて居る。即ち末代に至つては佛神の利生もも早力及ばず、これに代つて惡魔邪神、或は天狗ニ云はれるが如き新なる冥衆の活躍が現れて來て居る事が認められなければならなかつた。矢張り冥衆ではあるが、それは利生方便を目的とする處の佛神ニは對立した關係に置かれなければならないものであつた。

兎に角彼はこの三つの意味に於て、しばく道理なる言葉を使用して居る。そしてこの三つの道理は、いろくの意味に於て歴史の推移に作用して來るのであるが、この場合に於て先づ顧られなければならぬものは矢張り第一の道理であつた。彼の言葉に従へばそれは法爾自然の道理であつて「大方は上下の人の運命も、三世の時運も」皆この法爾自然に依つて移り行くものである事が認められなければならなかつた。そしてこの法爾自然の力は「時運しからしめぬればまた三寶善神の化益の力及ばず云々」ニ云はるべきものであつて、佛神ニ雖これに依つて移り行く歴史の推移を支へる力は持たなかつた。換言すれば佛神の力を超越した法爾自然の力を、歴史推移の原動力として認めなければならなかつたのであるが、然らば歴史は唯この劫初から劫末に流れて已まない法爾自然の支配のまゝに委ねられなければならないものであるか。彼は一面確かにこの不可抗も云はるべき法爾自然の支配を、悲しく見送らなければならぬ運命論者としての姿を示して居る。こゝに歴史の降下、殊に正像末の歴史觀は彼の思想と結び付けられることも云はれるのであるが、こゝには今一つ顧られなければな

らない問題が残されて居た。即ちそれは三世の因果ミ云はれる道理であつて、一切の歴史的現象はまたこの因果の道理に依つて支配されなければならない。因果の道理は固より人間の問題であつた。一切の歴史的現象は要するに人間社會の出來事である。人間の意志がこれに與る事の出來る一面は到底失はれる事が出來ないのであつて、こゝに初めて第二及び第三の道理は、歴史の推移ミ密接な關係を結んで來る。そして彼は時に「あはれ／＼王臣にてかやうの事を深く信じて、いさ・かもゆがまず、正道の御案だにもあらば、劫初劫末の時運は力及ばず、中間の不運、不意のさいなんは侍らじ物を云々」ミ語り、君よく臣を信じ、臣よく君を助けて正道を行ふ時は、世よく治まり、末代に向つて移り行く時運ミ雖、これを犯す事が出來ないミ云ふ、この道理の權威を認めて居るのであるが、更に彼は法爾自然に移り行く時運ミ、因果の道理ミ、歴史の推移を支配するこの二つの關係に就て次の如く語つて居る。

三世に因果の道理ミ云物をひしきおきつれば、その道理ミ法爾の時運ミの、もこよりひしとつくり合せられて、流れ下りもえのぼる事にて侍也云々。

即ち歴史は單に法爾自然の時運に依つてのみ支配されるものではなく、こゝにはまた因果の道理があり、これが互ひに相錯綜して、歴史の推移を導いて來る。そしてこゝにこそ愚管抄著作の目的はかけられたのであつたが、更に翻つて見るならば、この因果の道理に於ても、彼は果して如何なる程度に於て人間の自由を認めて居るのであるか。彼は確かに一面に於て、この道理に對し、劫初劫末の時

運も力及ばざる權威を認めて居るには相違ないが、併しながら人間の機根の衰へ、心の惡化、換言すれば時運に打ち勝つ事の出来ない人間の墮落、それは矢張り運命として眺めらるべきものではなかつたか。かくして矢張りその結果から云ふならば、歴史は時運の移り下るが儘に委ねられ、佛神も雖利生の術なき惡世末代に迄到達した。こゝに於ても顧られなければならないものは正像末の歴史觀であつた。歴史の降下、人間の墮落、それは要するに運命であつて、因果の道理も雖この運命の外に於て歴史に作用する事は許されない。彼は一面に於て、歴史は榮枯盛衰を繰り返すものである事を語つて居る。「衰へてはおこり、おこりては衰へ」かくして「けふまでも人も侍るめれ」云はれて居るのであるが、我國の歴史を顧る時に、彼はそれは要するに一時の波動であつて、矢張り彼の時代に至る迄、歴史はひた下りに下つて來て居る經路が辿られなければならない。こゝに平安末期の社會の動亂を自らの生涯に於て經驗した、この時代の歴史家としての彼の特色が見られなければならない。そして彼は我國の歴史の推移を明かにするために、矢張り道理に依つて、これを七つの時期に區分して居る。即ち冥顯和合して道理が道理にして行はれた第一の時代から、次第に歴史は降下して「わろき心のひく方にて、無道を道理とあしくはからひて、ひがごとになるが道理なる道理」の時代に迄降り、更に道理と云ふものは已に失はれ「たゞあたりにしたがひて後を顧みず」思ひ／＼に行はれる彼の時代に及んで來た。この時に於ては「佛法王法の破滅」或はまた「天下日本國の運の盡き果て云々」と云ふ言葉も、彼に使用されなければならない場合があつた。そしてかくの如き姿に於て我國の

歴史の推移を眺め、またかくの如き時代に自らを見出して居るこの作者に取つては「さて、かくこの世のかはりの繼目に生れあひて、世の中の目のまへに變りぬる事を、かくけざゞ見侍る事こそ世にあはれにもあさましくもおぼゆれ」と、遂に時運の支配に對する人間の權威を放棄して、運命論的歴史觀の前に跪く事あるは、極めて當然であつた云はれなければならない。寧ろ愚管抄の歴史觀は、かくの如き運命に對する自らの體驗に出發し、僅かにその間に因果の道理を見出しては居るが、その道理ミ雖遂に運命の支配の外に働く事は出来ない云ふ結果に到達して居る事が見られるのであつた。

三

歴史の降下に對する意識は、平安末期に至つて著しく高まつた。この意味に於て、愚管抄の歴史觀は矢張りその時代ミ密接な關連を持つものでなければならなかつた。例へば九條兼實が、その日記玉葉に「佛法(註)王法滅盡期至歟。五濁之世。天魔得其力。是世之理運也。惣非言語之所及。非筆端之可盡。夢歟非夢歟云々。」ミその時勢を喚じて居る言葉は、その儘愚管抄の歴史觀に作用して來るミも云はれるであらう。従つて愚管抄に於ては、歴史の降下は時運の然らしめる處であつて、この後ミ雖その進展は法爾自然の力に委ねなければならぬものがあつた。換言すれば未だ復古の思想はこれに伴つて來て居るミは云はれなかつたのであるが、次に矢張りこの問題に關連して顧られなければならぬものに、更に時代が降つて、北畠親房の神皇正統記があつた。この神皇正統記の歴史觀

は、愚管抄の場合と同様、その時代の歴史的關係に密接な關連を持つて來る。殊にこの時代に占める親房の特殊な地位は、神皇正統記の歴史觀を促がす上に重大な關係を持つたであらう。即ち親房は兩朝の對立に云ふ不安定な状態の間に身を置いて、自らこの状態を打開すべき使命を擔つて居る。その親房に取つて、矢張り自ら位する處の歴史的地位、換言すれば嘗つて類例を見る事の出來なかつた兩朝の對立に云ふ事象に對する歴史的認識が、しばしば問題とされなければならなかつたであらう。かくして神皇正統記の歴史觀は構成されたとも見られるのであるが、この意味に於て我國の歴史が正統記の形を以て記述されたに云ふ事は、親房の場合に於ては、極めて當然であつたに云はれなければならぬ。そして親房はその正統記に於て、矢張りしばしば末世なる言葉を使用して居るのであつた。更にその末世に就ては「世の中の衰ふるに申すは、日月の光の變るにもあらず、草木の色の改まるにもあらず、人の心の悪しくなり行くを末世は云へるにや」にも語られて居る。必ずしもこれを運命と稱する事は出來なかつたにしても、矢張りしばしば人心が頹廢した末世の出來事として、痛嘆されなければならぬ場合を持つて居た。併しながら親房に取つて、この末世の思想は、愚管抄の作者に於けるが如き重大な意味を持つものではなかつた。寧ろ彼の歴史觀に於て注目せらるべきものは、この末世の思想を克服して居る神國思想の擡頭であつたに云はれなければならない。即ち大日本は神國であつて、異朝はその類を異にする。「天祖始めて基をひらき、日神長く統を傳へ給ふ」に云はれる國體の特殊性は、矢張り長く我國の歴史の發展を支配するものでなければならなかつた。更にこ

の關係に立ち入つて見るならば、我國の歴史の發展は、已に天孫降臨に伴ひ天祖の神勅に依つて規定されて居る。云はれる事も出来るものであつた。即ちこの神勅に依つて、長く我國に君たるべき皇統は決定せられ、しかもその皇統に就くは「寶祚之隆、當與_三天壤_二無窮者矣」。その永遠の發展が約束されて居る。この神勅に依つて彼は遂に末世の思想を克服し、皇統の永遠性を信じ、その尊嚴に奉仕したのであつたが、彼のこの信念を裏付けるものとしては、更に三種の神器の存在が顧られなければならなかつた。三種の神器は矢張り天祖の神勅に伴つて、天孫の降臨_三共_二に我國に下され、長く皇位の御靈_三として皇統に傳へられた。そしてこの神器に對しては、已に「この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるが如く曲妙を以て天下を治せ。神劍を掲げて順はざる者を平げたまへ」云ふ勅が傳へられて來て居るのであつた。親房は一面伊勢神道を學ぶ事に依つて、この傳へを繼承した。しかもこの勅に立脚して、更に新なる解釋が彼に依つて導かれて來て居る事が見られなければならなかつた。即ち三種の神器の存在は、日月星の天にあるが如きものであつて、鏡は日の體であり、玉は月の精であり、劍は星の氣であり、これが神器として傳へられる事には、深き謂れがなければならぬ。そしてこの神器に伴ふ神勅を見るならば、それは正しく國を保ちますべき道である。かくして親房の解釋は發展して來るのであるが、これに依れば鏡は一物を蓋へず、私の心なくして、萬象を照すに是非善惡の姿現れずと云ふ事がない。その姿に従つて感應する事を徳とする。これ正直の本源である。玉は柔和善順をその徳とする。慈悲の本源である。劍は剛利決斷をその

徳とする。智恵の本源である。「この三徳を翕せ受けずしては、天下の治らん事、誠に難かるべし。神勅明にして詞約に旨廣し。剩へ神器に表し給へり。いゝ忝き事にや云々」云はれて居るのであつた。即ち親房に従へば、正直と慈悲と智恵との三徳は、國を治めるための道として我國に傳へられた。しかもこの道は天祖の神勅に基くものであり、そしてこの三徳を象徴するものとして天孫に下されたものが即ち三種の神器であつた。かくの如き意義を親房は三種の神器に見出したのであつたが、更に彼はこの三徳の關係を追及して「中にも鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明を形させり。心性明なれば慈悲決斷はその中にあり云々」と語つて居る。即ち三徳は遂に鏡の一徳に歸し、鏡の徳は正直であつて、それはまた心性明なる事を意味するものでなければならなかつた。要するに神器に依つて象徴された我國の道の根源は正直清明の心にある。そしてこれが特に我國の道の根源であり得る關係に就ては、更に天にあつて明かなるものは日月であり、その日の神であられる我が天祖は、明の徳を以て世界に照臨せられる。我國は君臣共に神明の光胤を稟け、或は正しく神勅を受けられた神々の苗裔である云ふ神道的な信仰が語られて居るのであつた。

以上は三種の神器に對する親房の解釋であつて、しかもこゝには「この理を悟り、その道に違はずは、内外典の學問もこゝに極まるべきにこそ」と語られて居る。かくの如き神器が、天祖の神勅に依つて長く我國に君たるべき皇統に傳へられた。そしてこの神器が正しき道を以て傳へられる限り、宛かも明を以て世界に照臨せられる日の神の徳が無窮であられるが如く、我國はまた無窮に發展すべき

約束の上に置かれて居る。従つて平家の滅亡に伴つて寶劍が西海に失はれ、この出來事が著しく末世の思想を刺戟して居る間にあつても、親房は尙「この國は三種の正體を以ちて眼目とし、福出する事なれば、日月の天を廻らん程は一つもかけ給ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚の隆えまさんこゝ天地に極りなかるべしと侍れば、争か疑ひ奉るべき。今より行く先もいと頼しくこそ思ひ給へれ」ミ、我國の將來及び皇統の永遠性に對して火の如き信念を語る事が出來たのであつた。

兎に角親房に取つて、我國の歴史の發展は、天祖の神勅及び三種の神器の存在に依つて約束されて居た。我國に君たるべきものは、この神勅に依つて決定された皇統であり、その皇統が君として行ふべき政治は、三種の神器を規するものでなければならぬ。そしてこの君ミ、この規ミは、永遠に我國の歴史の發展を支配する理念を構成する。こゝに我國の歴史の特殊性があり、またその永遠性は根據付けられて居るミ云はれる事も出來るのであつた。然らば嘗つて愚管抄の作者が、歴史の降下ミして批判した歴史的事象に對し、親房は如何なる解釋を下して居るのであるか。親房ミ雖、必ずしも我國の歴史を常に正しき状態に於てのみ眺めては來なかつた。そこには或は「善惡の報ひ明に、因果の理空しからず」と稱せられ、或は「政の可否に従ひて御運の通塞あるべしミぞ覺え侍る」と稱せられ、或はまた「時の災難なれば神も力及ばせ給はぬにや」ミ稱せられる事ある等、いろ／＼の關係が作用して、矢張り歴史の興廢を免れる事が出來なかつた。殊に天皇に就ては、或は「神は人を安くする事を本誓す。天下の萬民はみな神物なり。君は尊くましますせぎ、一人を樂しましめ、萬民を苦し

むる事は天も許さず、神も幸せぬいはれなれば云々」と稱せられ、或はまた「民の賦斂を厚くして自の心を縦にする事は、亂世亂國の基なり。我國は王權の變る事はなれども、政亂れぬれば曆數も久しからず、繼體も違ふためし、所々にしるし侍りぬ」ミ稱せられ、その例として武烈、稱徳、陽成の御代の惡政ミ、その因果ミが語られて居る等、亂世、亂國、皇威陵夷の原因ミして、先づ第一にこの天皇の失政が擧げられて居るのであつた。かくの如く時の災難と稱し、政治即ち王法の道理が強調せられ、時にはまた神、或は上天の力に就て語られる事あり、かくしてこれが歴史に作用する事が認められる事に於て、必ずしも親房は愚管抄の歴史觀を否定するものではないが、遂にこの兩者が道を異にしなければならなかつた理由は、一方は正像末の歴史觀に支配せられ、その根柢に於て末世の思想を脱却する事が出来ないで居るのに對し、親房の場合に於ては、新に擡頭して來て居る神國思想に依つて、この末世の思想を克服し、寧ろこの神國思想に立脚して、歴史の發展を眺め、更にその永遠性を根據付けて居る處にあつた。彼は如何なる場合に際會しても、遂に歴史に對する希望を失はなかつた。例へば皇統に就ては「わが國は神國なれば、天照大神の御計に任せられたるにや。されどもその中に御誤あれば曆數も久しからず、また終には正路に歸れぎ、一旦も沈ませ給ふ例もあり。これは自らなさせ給ふ科なり。冥助の空しきにはあらず」ミ語つて、時に變動はあつても、終に正路に歸る事を信じ、これに對する冥助を疑はなかつた。また承久の亂ミ云ふ不幸な出來事に對し、彼は先づ「王者の軍ミ云ふは、科有るを討つて疵なきをば滅ぼさ」ざる事を語り、「義時久しく彼が權を執り

て人望に背かざりしかば、下には未だ疵有り云ふべからず」と稱し、かくして「一往の謂ばかりにて追討せられんは、上の御科ミヤ申すべき」ミ批判されなければならぬものがあつた。従つて「かれば時の至らず、天の許さぬ事は疑なし」であつて、遂にかくの如き不幸な結末を告げたのであるが、彼はこれに對して「但し下の上を剋するは極めたる非道なり。終にはなきか皇化に従はざるべき」ミ云ふ信念に立脚し「まづ誠の徳政を行はれ、朝威を垂れ、彼を剋するばかりの道ありて、その上の事ミぞ覺え侍る」ミ、我國の歴史に於ては、下上を剋する事は要するに非道であり、非道は遂に克服せらるべき運命にある事を語つて居る。但しこれには時至り、天の命する事を待たなければならぬのであつて、その時ミ命ミを過られた處に、この不幸の原因はあつた。兎に角その結果ミして「一旦も沈ませ給ひしこそ口惜しく侍れ」ミ語られなければならぬ場合に到達したのであるが、併しながら我國の歴史に於ては、それは要するに「一旦も沈ませ給ひし」と云はれる出來事に過ぎないのであつて、その後「終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に一統の聖運を開かれぬれば云々」ミ云はれ、到底王法の破滅ミ云ふが如き絶望的な言葉を、この出來事から導き出す事は出來なかつた。しかも「今の御門また天照大神より以來の正統を受けまし／＼ぬれば、この御光に争ひ奉る者やは有べき。却々かくて鎮まるべき時の運ミぞ覺え侍る」ミ、この希望は兩統相對立し戰亂尙已む事が出來ないで居る彼の時代に迄及んで來る事が出來たのであつた。かくして再び親房の歴史觀は、天壤無窮の神勅を顧なければならぬ場合に歸つて來る。「天地も昔に變らず。日月も光を改めず。况

や三種の神器世に現在し給へり。窮あるべからざるは我が國を傳ふる實祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは日嗣を受け給ふ皇になんおはします。」或はまた「代下れりて自ら卑むべからず。天地の初は今日を初めとする理あり」を稱せられる等、彼は中世の社會にあつて遙かに近世の歴史を呼び覺まして來る言葉を残して居るのであつた。

一、安元三年四月十四日の條。

二、仲哀紀、神皇靈錄、神皇素圖、天日事書等。

詳細は加藤仁平氏著三種神器觀より見たる國民精神發達史參照。

四

太平記の作者に従へば、この時代は愚管抄の時代に比較して、一層歴史の降下を進めて居る事が認められなければならなかつた。即ち嘗つては武家が政權を握つても、尙一方皇室を尊敬し、文道も朝廷を中心として繼續されて來たのであつたが、かくの如き状態も次第に移つて、今や「後醍醐院(註)武家を亡し給ふに依つて、彌王道衰へて、公家悉廢したり。此時を得て、三種の神器徒に微運の君に隨ひて、空しく邊鄙外土に交り給ふ。是神明吾朝を棄て給ひ、王威殘る所なく盡きし據證なり云々」を稱せられ、或はまた「國を受け給ふ主に隨ひ給はぬは、國を守らざる驗なり。されば神道王法共になき代なれば、上廢れ下驕りて、是非を辨ふる事なし云々」を語られなければならなかつた。然らば如何にして歴史はかくの如き状態に迄、降下しなければならなかつたかの問題に對し、この作者は矢張り

愚管抄の作者と同様「時代機根相萌して、因果業報の時到的故なり」ミ、これに答へなければならなかつた。かくの如き運命論的な末世思想が一方に胚胎されて居るこの時代の社會の中にあつて、親房は一面その思想を繼承しながらも、尙我國體に對する神道的な信念に立脚し、遙かに末世思想の克服を以て、近世の歴史に呼びかけた。そして自ら中興の運動に參與したのであつたが、思想的に云ふならば、親房は矢張りこゝに、時至り、天の命する事を待たなければならぬ云ふ、一種の運命を觀じなければならなかつた。しかも「大日本は神國なり」ミ稱せられる我國の場合に於て、やがて時至る事は必然の問題に屬する。従つてこゝには未だ復古の思想が明瞭に示されて居ることは云はれなかつた。然るに近世に至つて、親房のこの思想は、先づ儒者の間に一つの運動を惹き起こして來る。即ち近世復古主義運動の擡頭であつて、この運動の先驅をなしたものは矢張り藤原惺窩であつた。云はれる事が出来るであらう。惺窩は千代も草の中に、我國上代の社會は天照大神の詔に支配された事、しかもその天照大神の詔なるものは要するに正直の教であつて「我が心を正しうして、萬民をあはれみ、慈悲をほごす」事を以て極意し、その精神に於て儒道ミ一致するものである事を語つて居る。即ちこゝに於ては我國上代の神道は天照大神の詔ミして認識せられ、しかもこゝに新に彼に依つて近世の社會に提唱されて居る儒道精神の一つの根源が見出されたのであつた。然るに再び彼に従ふならば、その神道は佛法渡來の後次第に衰へ、遂に後白河法皇の御時に至つて極まつた。矢張り歴史降下の思想がこゝに作用して來て居る事が見られるのであつて、しかも歴史降下の原因ミして新に佛法の

渡來が擧げられて居る事は注目されなければならなかつた。そしてこの思想は、次で林羅山に傳へられる事に依つて一層重大な意味を持つて來る。即ち羅山は本朝神社考の序に、次の如く語つて居る。

夫本朝者神國也。神武帝繼天建極已來。相續相承皇緒不絕。王道惟弘。是我天神之所授道也。中世寢微。佛氏乘隙移彼西天之法。變吾東域之俗。王道既衰神道漸廢云々。

更に彼は隨筆、その他に於て、熾んに佛敎を攻撃し、中世以降王威が衰へた原因は佛敎にあり、神道頽廢の原因もまた佛敎にある事を指摘し、儒學の勃興は一面かくして頽廢した神道王道の復興を意味するものである事を明かにした。

近世儒學の勃興は、一面かくの如き復古の形態を取るに至つたのであるが、然らば神道即王道なる思想は、如何なる關係に依つて彼等の間に導かれて來たのであるか。こゝにその一つの關係を以て顧られなければならぬものは親房の神國思想であつた云はれるであらう。殊に鏡は正直の本源であり、玉は慈悲の本源であり云々稱せられる親房の神器論は、その儘惶窩の神道即王道の思想を豫想せしめるものがある。そしてこの神器論に立脚して見るならば、神道が特に天照大神の詔として認識されて居る事も、極めて當然であつた云はれなければならない。羅山はまた本朝神社考起草するに當つて、古事記や日本書紀と共に、神皇正統記を一つの準據とした事を語つて居る。しかも神道の極致は矢張り神器に於て求められ、その神器に就ては

(註二)
 余嘗推神器之意、則三器者三德也。人心之虛靈不昧鑿以茹之。是智也。非鏡乎。人心之全德圓

成渾然如玉。是仁也。非擊乎。人心之剛直果決義以斷之。是勇也。非劍乎。

ミ語つて居る。固より親房の神器論から、羅山の神器論に到達する間には、忌部止通の神代口訣、一條兼良の日本書紀纂疏、その他多くの神書が存在した。そして少く共羅山が是等の書に注目した事は「依_ニ或人之求_ニ記焉」ミ與書された彼の本朝書籍目録に依つても窺はれるのであるが、兎に角神器に三徳の解釋を適用し、こゝにその極致を見出して居る彼の神道觀は、矢張り親房の流れを汲むものであつたミ云はれなければならないであらう。その他近世に於ける日本主義精神勃興の一方の先驅をなした山鹿素行も、中朝事實に於て、しばしば神皇正統記ミの關係を示して居る。そしてこの素行の場合に於ても「玉可_ニ以表_ニ溫仁之徳」。鏡可_ニ以表_ニ致格之知」。劍可_ニ以表_ニ決斷之勇」。ミ稱せられ、この三徳に依て、内はその容心を鑒られ、外はその治教を制せられる事を以て神代の遺勅であるとした。必ずしもその神道觀には限らなかつた。更にその國體論、その史論に於て、深く親房に私淑し、その風格の一面を傳へて居るミも云はれるものに栗山潛鋒の保建大記があり、中興鑑言の著者三宅觀瀾はまた保建大記の序に、神皇正統記の史論を以て

讜議卓識。本_ニ諸思_レ君愛_レ時之誠」。其書雖_レ略。其言雖_レ龐。實始可_ニ與言_ニ春秋遺意」。

ミ、その卓識を掲げ、山崎闇齋の門流に屬する伴部安宗も、その師跡部光海の神皇正統記拔萃に跋して、次の如く語つて居る。

右神皇正統記拔萃一卷者。頃日光海翁君之所_レ撰也。翁君嘗謂。正統記之爲_レ書。明_ニ皇位之正

統一。述_二神國之王道_一。誅_二亂臣之姦_一。戮_二賊子之暴_一。治亂之機。興廢之跡。褒貶與奪。條理詳審。論議明正也。實我邦之龜鑑也。世之讀_レ史者。徒知_レ有_二異邦之通鑑綱目_一。而不_レ知_レ有_二我邦如_レ此之書_一焉。是亦志不_レ實之過也。縱讀_二得通鑑_一。而不_レ聽_二此書之議論_一。則無_レ益于我邦之政務治亂_一。而妄譏妄作之罪。殆不_レ可_レ逃也。嗚呼親房卿之才學德行。可_二仰而信_一也。惜乎不_レ免_二少有_二異端之雜_一乎云々。

神皇正統記が近世思想の發展に與つて居る事の一斑は、以上の言葉に依つても知られるであらう。兎に角近世復古主義運動の擡頭を促がす一つの關係は、神道即王道の思想に求められ、この思想に一つの根據を興へるものとして、新に神皇正統記が顧られて居る事を見なければならなかつた。固よりこゝには中世神道の發達、殊に親房に先立つ處の伊勢神道の發達も注目されなければならなかつた。曳いてこれは吉田神道の興起を促し、神道意識が著しく喚起されたミ云ふ事も、重大な問題であるに相違ない。神儒合一の運動は、必ずしも親房の神器論に於てのみ、その根源が求められるものでなかつた事は云ふ迄もないが、矢張り親房の言葉に従へば、時至り、天の命ずる處ミして、この近世復古主義運動の擡頭が眺められなければならない一面は失はれなかつた。

併しながら儒者の復古主義運動なるものは、單にこの神道即王道の思想にのみ立脚するものではなかつた。更にこゝには歴史降下の思想が作用して來て居り、しかも彼等の場合に於て、歴史降下の原因は主として佛敎の興隆に求められて居る。跡部光海の言葉に従へば、親房の議論ミ雖少しく異端の

雜りある事を免れなかつた。光海はまた本朝儒宗傳に、親房に就て「中院准后源親房卿元元集雖レ載大學綱領條目及大極圖說等之語一是亦崇佛」一と語つて居る。この佛教に對する態度の相違は、親房一近世儒者一を區別する重大な問題であつて、この態度が加へられる事に依つて、中世以降の歴史の發展は、新に歴史の降下一して批判せられ、神道即王道の思想一相俟つて、こ一に復古主義の形態を示して來た。羅山に従へば、惺窩は嘗て「嗚呼不レ生一於中國一。又不レ生一於此邦上世一。而生一於當世一。可レ謂レ不レ遇レ時也云々」と語つた一傳へられる。併しながら彼の孔孟が、唐虞の世に生れずして春秋戰國の時代に生れた事を思へば、道に志すもの時を論ずべからずであつて、然らば即ち上世に生れずして當世に生る、また何ぞ嗟かんや一、こ一に於ては、明かに末世の思想を克服し、運命論的歴史觀を脱却して、道に志す事に依つて上世の聖代を再現する抱負を語つて居るのであつた。

兎に角新に排佛の思想が加へられる事に依つて、神皇正統記の歴史觀は、近世儒者の復古主義思想一結合する。併しながらこの復古主義思想が、復古主義運動一として、近世の社會に擡頭して來るためには、更に、已に惺窩の場合に見られるが如く、運命論的歴史觀からの脱却が必要であつた。如何に上世は聖代一として讃仰せられ、中世以降の歴史の發展は歴史の降下一して批判される事あるにして、歴史の推移が正像末の三時説一云ふが如く、時運の支配に委ねらるべきものである一とするならば、矢張り愚管抄の作者一共に「あはれにもあさましくも」思はれる末世の状態に對し、天下日本國の運の盡き果て云々一云ふ言葉も使用されなければならないであらう。然るにこの歴史一運命一の關係に

於て、近世史觀の上に著しい變化が現れて來し居る事は、獨り惺窩の言葉に於てのみ見られる現象ではなかつた。例へば三宅觀瀾の中興鑑言を取つて見る。彼はこゝに於て、その初めに勢を論ずるの一條を設け、歴史の推移を支配する勢に就て省察を試みて居るが、これには先づ次の事が語られて居る。

勢猶水也。始乎涓々。而積乎漸々。以至汗漫澎湃一決而去。則雖防以千里堤。亦不可禦也。

勢は矢張り絶大の力を以て歴史の推移を支配する。併しながら更にこの關係に立ち入つて見るならば、勢にはその實ミ文ミあり、その本ミ末ミある事が指摘されなければならない。即ち彼に従へば、土地兵甲は勢の實であり本であつて、禮度名數は勢の文であり末である。歴史の推移は矢張りこの關係に支配されるものであつて、時に千里の堤を以てするも防ぐ事の出来ない場合があるにしても、それは必ずしも運命ミ云ふが如き超人間的な力の作用に依るものではなくして、その原因は人間自らの間に求められなければならないかつた。こゝに初めて歴史は鑑ミしての性質を明瞭にして來るのであるが、これを鑑とするに當つても、勢の甚く處を明かにしない限り、歴史の問題は往々にしてその認識が謬られなければならないかつた。かくの如く彼は先づ勢に對して深き洞察を加へ、次にこれを我國の歴史の推移に適用する事を試みて居る。即ち嘗て我が前神聖王は明かにこの理を知つて居た。その仁天の如く、その明日の如くミ稱せられ、かくして皇業の基は開かれ、天下敢て違越するものなかつたのであるが、次の段階に至つて、漸く「勢之去ミ王室也久矣」ミ云はれなければならない状態が展開

されて來た。即ち泰平久しく續き、天皇は生れながら天皇の位にあつて、天の君を立つるは以て斯民を愛せしめんためである云ふ所以を忘れ、民の我を戴くはまた皆前王遺徳の致す所である事を知らせ給はず、政治を怠り、日に逸樂に赴き、かの軍國機樞の務めを征行暴露の勞は、擧げてこれを賤有司なるもの、手に委ねられてしまつた。かくの如き状態が繼續するに共に、勢は遂に王室を離れ、新に武家が勃興し、殊に頼朝が幕府を開き、守護地頭を配置するに及んで、天下の勢は全く武家の手に歸する云ふ状態に移つて來た。この後再び勢を王室に收めんとする運動が起つて來ても、勢の本である土地兵甲が武家の手に確保されて居る限り、それは宛かも兒戯の拳を以て虎口の呀を試みるが如きものでなければならなかつた。幸にして後醍醐天皇は天資英邁にあらせられ、王澤未だ絶えざるの餘に據り、賊運垂亡の機會に乘じ、遂に中興の業を成就された。かくして建武の中興に到達したのであるが、併しながら長く勢が武家の手にあつた後を承けて、この中興の業を完成させる事は極めて困難な仕事でなければならなかつた。しかも天皇はやがてこの困難を忘れ、政治を謬り、逸樂を恣にされたために、再び中興の業は破れ「南朝滅焉。而天下永爲足利氏之有矣」云はれる結果に終らなければならなかつた。そして彼は最後にこの條を結んで

嗚呼事使_レ之至_レ不_レ可_レ爲_レ者。一由_レ人主不_レ自爲_レ之。而不_レ可_レ爲_レ之至。雖_レ欲_レ爲_レ之。亦不_レ可_レ得_レ也。然則後之爲_レ之如何。曰勢也。依而導_レ之耳。

ミ、如何なる意味に於て、この建武中興の失敗が、後代の鑑とせらるべきかを語つて居るのであつ

た。

以上は中興鑑言の場合であるが、更にこれと並んでこゝに顧らるべきものに、新井白石の讀史餘論がある。白石は嘗つて家宣が經書と共に歴世治亂興亡の事をも併せて進講すべき旨を仰せ出された時に、特に資治通鑑と通鑑綱目を擧げ、中にも通鑑綱目は、これより家宣の薨去に至る迄、十數年に亘つて進講を續けた事が語られる。従つて白石の歴史觀はこれに負ふ處少くなかつた云はれなければならぬが、白石の言葉にこれを求めるならば、先づ古史進讀法に於ける次の言葉が擧げられなければならないであらう。

凡經史おのゝ其體を異にす。史は實に據て事を記して世の鑑戒を示すものなり云々。

この言葉は本朝通鑑以來、しばしば近世史論に現れて來る言葉であつて、中興鑑言の名の基く處もまたこゝにあつた云はれるのであるが、白石の場合に於て、この言葉は一層重大な意味を持つて來ることも云はれるであらう。殊に讀史餘論は、將軍家宣の求めに應じてこれを進講したものであり、しかもこれを進講した白石は、將軍を輔佐して天下の大政に參與して居る爲政者であつた。従つてこゝには大義名分論、その他道徳的な論評もしばしば現れて來るには相違ないが、就中明かに示されて居るものは爲政者の鑑としての歴史の性質であつて、その史論は多く歴世の治亂興亡にかゝり、これが一つの時代或は一つの事象に對する認識を深めると共に、更にその認識は歴史の發展に迄導かれて來る結果を齎らして居る事、中興鑑言の場合と同様であつた。かくして彼は讀史餘論の初めに、本朝天

下の大勢九變して武家の代となり、武家の代また五變して當代に及ぶ總論の事を擧げて居る。即ち或は九變、或は五變と稱せられ、この變化を究める事に依つて歴史の大勢を認識し、更にその歴史の推移を促がした因果の關係に迄立ち入つて、その認識を深めんとして居るものが讀史餘論であつた。この場合に於て、白石は或は「家運の盡ぬべき時至れり」とはいへぎも云々」「時運に乗る事を得云々」或はまた「天のその邦家を亡ぼさん」とし給ふ時には、善者ありと云へぎも如何にもすべきやうなきものこそ見えたれ云々」と語り、兎に角超個人的な力が歴史の推移に作用する事を認めて居る。併しながらまた「天運衰へ、人事失ふ所あれば、亂れ亡びざるを得がたし」であつて、人事のこれに與る事あらは云ふ迄もなかつた。そしてこの人事の中にあつて、治亂興亡の根源をなす關係に置かれるものを、彼は一世の經濟に求めて居る。即ち彼は足利氏の衰亡を論じて「天下の亂れと云ふ物は、其よる所端多しといへ共、其根本は天下の財盡て、民窮り、大名貧しくなれるより事起るなり」と稱し、折たく柴の記にもまた「我國の亂れし代々の事を見るに、其亂のよりに起れる事、天下の人民、財つき、力窮れるによらざるはなし」とし、矢張り同様の關係を語つて居る。兎に角歴史の推移、白石の場合に於てはそれは歴世の治亂興亡とも云はれるものであるが、その根源を人事に求めてこれを經濟力に見出した事は、中興鑑言が、勢の實を土地兵甲に求めて居る事と相俟つて、この時代の歴史に一つの問題を提供して居ることも云はれるであらう。かくして近世の歴史觀は、漸く運命論の支配から脱却して來た。そして一層歴史は鑑である事の出来る性質を明瞭にし、こゝに近世史學勃興の一つの關係

が胚胎されたのであつた。

兎に角近世に至つて、歴史の認識にかくの如き意味の變化が現れて來た。愚管抄の歴史觀に従へば、第一の道理が動搖して、第二第三の道理が著しく擡頭して來たのであつたが、こゝに至れば歴史の降下はも早運命の問題に托する事は出來ない。しかも一方封建社會の新なる建設と相俟つて、儒者の王道思想は一世を風靡する状態に導かれて來た。かくの如き關係の中にあつて、新に神道即王道の思想が顧られ、或は排佛の思想が歴史批判に適用される時に、中世以降の歴史の發展を否定して、上代に復古する事を要求する儒者の運動が現れて來る事あるは、極めて當然であつたと云はれなければならぬであらう。

一、太平記卷二十七、雲景未來記の事

二、文集神武天皇論

三、文集

四、折たく柴の記

五

近世儒者の復古主義運動なるものは、以上の關係に依つて理解される性質を持つて居た。併しながらこの場合に、それが復古主義であり得る事を根據付けて呉れるものは、神道即王道の思想であつて、しかも慥窩に従へば、先づ第一に中華である支那が擧げられ、次に我國上代が擧げられなければならなかつた。この意味に於て徂徠一派の古學派の運動、それは朱子や陽明等、所謂後儒を否定して

先王の道を恢復する事にあつたのであるが、この先王の道を正しく認識し、これを我國にも適用せんとする古學派の主張と相去るに雖遠くない關係に置かれるに云はれるであらう。固より彼等の間には、先王の道に對する解釋の相違が問題とされなければならなかつた。併しながら兎に角一度失はれた先王の道を我國に恢復せんとする事に於て、彼等の主張は、必ずしも相容れないものではなかつた。唯たま／＼一方はその先王の道との一致を我國上代の神道に於て見出し、従つて我國の歴史がこれに問題とされるに至つたに云ふに過ぎなかつた。果して我國上代の神道なるものは先王の道、即ち王道と一致するものであるか。もしこの問題が新に擡頭して來る事あるならば、彼等の復古主義なるものは自ら動搖を免れない關係に置かれて居る。併しながら、これに注目されなければならぬ事は、彼等の復古主義は新に日本主義精神の勃興を促がして居る事である。上代が問題とされる事に依つて、彼等は自ら神道に注目し、國體に注目し、また我國の歴史に注目した。そして彼等は漸く我國の特殊性に目覺め、我國の優秀を自覺し、更にその基く處として我國の水土に注目した。固よりこれに於ても儒者の迷妄がないとは云はれなかつた。併しながら何れにするもの間から新に日本主義精神が勃興し、これが彼等の復古主義と密接に關連して來た事は注目されなければならなかつた。この時一方和學者の間から近世國學の勃興が導かれて來た。そして彼等に依つて一度失はれた古言は恢復せられ、古典は漸くその意義を明かにした。同時に神儒合一に基く儒者の復古主義、日本主義なるもの、迷妄が指摘せられ、新に古典精神の恢復を標榜する彼等の運動が擡頭して來た。何れにするも

この國學の勃興に依つて、近世の復古主義が一つの根據を確立した事は争はれなかつた。そしてこの場合に於て、彼等の復古主義は一切の「さかしら」を排斥する日本主義の立場に立脚して居る事は云ふ迄もない。唯その日本主義は、飽く迄古典主義である事が必要であつた。こゝに國學の特色があると共に、また國學の孤立がなければならなかつた。果して日本主義は古典主義でなければならぬか。例へば儒者の間から特殊の發展を示して來て居る義の思想の如きは何うであるか。義の權威に目覺めた儒者の間から、一種の日本主義が發展し、これが王政復古の思想に迄導かれる事あるとするも、必ずしも不思議とするには足らないであらう。山鹿素行に於て、崎門の儒者神道家に於て、或はまた水戸學の精神に於て、我々はこれを見る事が出來た。この意味に於ても、近世の復古主義運動は問題とされなければならないが、何れにするもその源流を辿るならば、矢張りそこには神皇正統記が見出され、更に愚管抄の史論に迄遡る事の出來る一つの經路が存在する云はれる事が出來るであらう。